

参 考 資 料

令和 2 年 5 月

市議会臨時会 (第 2 回)

目 次

	内 容	頁
議案第 34 号関係	寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例の 制定	1
議案第 35 号関係	寝屋川市介護保険条例の一部改正	2

(議案第 34 号関係)

寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に 関する条例の制定

1 制定理由

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況にあることに鑑み、現に在職する特別職の職員(市長、副市長及び教育委員会の教育長)の給料等について、現行の給料月額10%を減額する特例を定めるため、本条例を制定する。

※ 市長の給料等については、既に行っている30%の減額に加え、更に10%の減額を行う。

2 制定内容

(1) 給料等の特例(第2条関係)

令和2年6月から6か月間、特別職の職員に対し現にその支給定日に支給する給料等(給料及び地域手当)に限り、当該給料月額については、現行の給料月額から『寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例』に定める額に100分の10を乗じて得た額”を減じた額とする。

(2) 附則

施行期日 公布の日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市介護保険条例の一部改正

1 改正理由

『介護保険法施行令』の改正により、所得の低い第1号被保険者の保険料の軽減強化が行われたことに伴い、当該保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるため、本条例の一部を改正する。

※ 保険料の軽減は、消費税率の引上げに伴い、従前から実施されている。

2 改正内容

(1) 保険料率（第5条関係）

所得の低い第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定める。

〔参考〕参照

(2) 附則

ア 施行期日等

施行期日を公布の日とし、改正後の規定は令和2年4月1日から適用する。

イ 経過措置

改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

第1号被保険者の保険料率の減額

所得段階	第1号被保険者の区分	改正案		現行	
		保険料率(年額)		保険料率(年額)	
第1段階	1 老齢福祉年金受給権者であり、市民税世帯非課税者 2 生活保護の被保護者 3 市民税世帯非課税者であって、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であり、1・2に該当しない者	37,260円 ○ 平成30年度 33,530円 ○ 令和元年度 27,940円 ○ 令和2年度 22,350円	37,260円 ○ 平成30年度 33,530円 ○ 平成31年度・令和2年度 27,940円		
第2段階	市民税世帯非課税者であって、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であり、第1段階に該当しない者	48,430円 ○ 令和元年度 39,120円 ○ 令和2年度 29,800円	48,430円 ○ 平成31年度・令和2年度 39,120円		
第3段階	市民税世帯非課税者であり、第1段階及び第2段階に該当しない者	55,890円 ○ 令和元年度 54,020円 ○ 令和2年度 52,160円	55,890円 ○ 平成31年度・令和2年度 54,020円		
第4段階 ～ 第14段階		(略)			

※ 令和3年度～令和5年度の保険料率については、令和2年度中に策定する介護保険事業計画において定める。(介護保険制度では、3年ごとに、介護保険事業計画を設定することとされている。)

寝屋川市介護保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(保険料率) 第5条(略) 2(略) 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,940円</u>とする。 4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>39,120円</u>とする。 5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>54,020円</u>とする。 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、22,350円</u>とする。 7 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、29,800円</u>とする。 8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、52,160円</u>とする。</p>	<p>(保険料率) 第5条(略) 2(略) 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、27,940円</u>とする。 4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、39,120円</u>とする。 5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、54,020円</u>とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>2 新条例第5条第6項から第8項までの規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	